

2025年2月吉日

利用団体 各位

札幌市青少年山の家

(指定管理者：公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会)

館長 会田 彰仁

利用取消等に伴うキャンセル料金の取扱（変更）についてお知らせ

札幌市青少年山の家 of 事業運営につきましては、日頃より格別のご理解とご厚情を賜り、誠にありがとうございます。また、ご利用団体の皆様には各種体験活動及び社会教育の振興にご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、当施設の利用にあたっては、これまで、ご利用団体の皆様のご負担とならぬよう、利用の直前までキャンセル料金をいただいておりますでしたが、昨今の物価高騰等の影響により、これまでの取扱を維持することが困難な状況になってまいりました。

そのため、誠に勝手ではございますが、令和7年4月より、下記のとおり、利用取消・人数変更にかかるキャンセル料金の取扱を一部変更させていただく見込みでございます。

ご利用される皆様には、ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力のほど、よろしくお願いたします。

記

次頁の表のとおり

1 変更前

	施設使用料	食事料金
(1) 団体都合による利用取消にかかる料金	設定なし	設定なし
(2) 団体都合による利用人数の変更にかかる料金 (主に利用人数の減少)	▼学校団体 <u>利用当日、午前9時を過ぎて</u> 利用変更があった場合 変更前の使用料・食事料金の全額が発生	
	▼一般団体 <u>利用当日、午前9時を過ぎて</u> 利用変更があった場合 使用料の全額が発生	▼一般団体 <u>利用日前日の正午12時を過ぎて</u> 利用変更があった場合 食事料金の全額が発生

2 変更後 (令和7年4月1日～)

	施設使用料	食事料金
(1) 団体都合による利用取消にかかる料金	▼学校団体、一般団体 <u>使用日の5日前の17時を過ぎて</u> 利用を <u>取消又は変更</u> した場合 取消(変更)前の使用料・食事料金の全額が発生	
(2) 団体都合による利用人数の変更にかかる料金 (主に利用人数の減少)		

- ※1 上記の例外として、災害等の利用団体の責めに帰すことのできない事由に伴う利用取消等につきましては適用外となります。
- ※2 例えば利用日が2月6日(木)の場合、2月1日(土)17時が取消・変更期限となります。
- ※3 上記以外の料金(物品利用料金等)は利用当日午前9時まで取消・人数変更可能です。
料金体系については、施設ホームページ (<https://www.sapporo-yamanoie.jp/about/price>)にてご確認ください。

【お問い合わせ】

札幌市青少年山の家

(指定管理者：公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会)

〒005-0862 札幌市南区滝野 247 番地

電話：011-591-0303 E-mail yama@syaa.jp